

「平成 20 年度中小企業対策に関する要望」実現状況について

大阪商工会議所 中堅・中小企業委員会

Ⅰ. イノベーションによる生産性向上

1. 生産性向上によるサービス産業の体質強化

○ サービス産業分野の学術研究と産官学連携の強化

<要望内容>

- ・ サービス産業分野において、学術的な研究やケーススタディ（先進事例検証）を推進すべき。また、『産官学連携によるプラットフォーム』を新たに構築し、サービス産業分野における産官学による英知の結集と相互の連携・協働等を加速させる制度と体制を早期に創設・展開すべき。

<実現状況>

- ・ サービス産業について、コンソーシアム型の研究体制を組織して、付加価値や効率性の向上に繋がる先端的な分野（人間工学、認知科学、数理工学、経済学、経営学等）における基盤技術の研究開発が統合的に行われることになった。

○ 製造管理ノウハウのサービス産業への応用

<要望内容>

- ・ 製造業が有する数々の管理ノウハウをサービス産業分野へ速やかに移転・導入するため、製造業の OB 人材（生産管理担当者等）をサービス産業の企業や現場へ派遣する制度を創設すべき。

<実現状況>

- ・ 製造管理ノウハウのサービス業への移転を図るため、優れた応用事例の創出・普及や製造業 OB 人材等とサービス企業のマッチング支援が行われることになった。

○ 「サービス産業 300 選」の推進・充実

<要望内容>

- ・ 「サービス業 300 選」を模範とした生産性向上の動きが全国レベルで加速するよう、地域・都道府県ごとに顕彰事業等を行うとともに、異業種との融合や業種横断的な連携により生産性向上を具現化した企業を選定する等、『サービス産業の製造業化』を促進させる制度に発展・充実すべき。

<実現状況>

- ・ サービス産業生産性協議会が選定する「ハイ・サービス日本 300 選」については、「他分野では既に普及している技術を活用してサービス提供を行っているか」等が基準として採用された。

○ サービス産業における共通モデルの策定

<要望内容>

- ・ 「サービス産業 300 選」については、サービス内容や対象業種・技術等項目別に細かく類型化・指標化し、サービス産業全般の底上げと生産性向上に寄与する共通モデルを策定すべき。

<実現状況>

- ・ サービス産業の人材育成に関して、業界・業種横断的に必要とされるスキル標準の策定およびその能力評価制度構築のための支援を行うとともに、サービス産業能力評価システム（サービス産業版ジョブカード）の構築に向けた支援が行われることになった。

○ 電子タグ、電子取引などサービス産業共通ツールの開発・普及促進

<要望内容>

- ・ 「電子タグ」や、インターネットを活用した電子商取引を促進するツールの開発・普及を促進するとともに、サービス産業の IT 化に資する製品・ツールの導入促進のために、中小企業戦略的 IT 化促進事業の支援内容を拡充すべき。

<実現状況>

- ・ 電子タグ等を活用して、製品の品質・安全に関わる情報などを企業・業種・業界の壁を超えて共有するシステムを構築するため、20 年度予算案で 14 億円が新規に計上された。

○ 顧客満足度指数（CSI）制度の導入

<要望内容>

- ・ 米国で導入済みのサービス産業の顧客満足度指数に倣って計測・指標化し公表する、日本版の顧客満足度指数（CSI）制度を早期に創設すべき。

<実現状況>

- ・ 日本版 CSI（顧客満足度指数）の開発・普及が行われることになり、CSI モデルの構築と、その信頼性向上のための実証事業や、モデルの運用に必要なシステム開発の実施が予定されている。

○ 公的な業種別品質認証制度の創設

<要望内容>

- ・ サービス産業の各業種・分野における信頼性の確保とサービス品質の保証を目的とした公的な品質認証制度を創設すべき。

<実現状況>

- ・ サービス産業の品質認証制度については、民間による制度構築が支援されることになった。

２．生産性向上によるモノづくり産業の競争力強化

○ 研究開発税制の拡充

<要望内容>

- ・ 試験研究費の総額に対する特別税額控除制度ならびに中小企業技術基盤強化税制については、税額控除割合（現行：試験研究費総額の８～１０％＋増加額の５％）の引上げを行うとともに、科学技術基本計画における重点４分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）を対象とした割増控除措置の実施を実現されたい。

<実現状況>

- ・ 控除割合の上乗せ措置（現行：増加額の５％を上乗せ）を、高水準型（売上高の１０％を超える試験研究費に係る税額控除）との選択制としたうえで、適用期限が２年間延長されることになった。また、控除限度額も引き上げられる（法人税額の２０％⇒法人税額の最大３０％）ことになった。

○ 中小企業技術革新制度（SBIR）の支援拡充

<要望内容>

- ・ 現在の新エネルギー分野のみを対象として実施されている米国型の SBIR 制度を他の分野にも拡大するとともに、特定補助金等の支出目標額の増大を図るべき。加えて、認定企業の開発技術・製品については、事業化支援だけでなく率先して官庁でも採用・導入するなど認定企業への助成・支援内容を拡充すべき。

<実現状況>

- ・ 研究開発の事前調査に要する費用が支援されることになり、20 年度予算で５億円が新規に計上された。

○ 実用化技術開発支援の充実化

<要望内容>

- ・ 地域新生コンソーシアム研究開発事業と地域新規産業創造技術開発費補助事業の連続的運用を可能とするとともに、両制度の予算を拡充し、事業化も視野に入れた支援制度に強化すべき。

<実現状況>

- ・ 地域新生コンソーシアム研究開発事業については、地域イノベーション創出研究開発事業に変更され、プロジェクトごとに民間企業出身のプロジェクトマネージャーを置くことが求められるなど、従来事業よりさらに事業化推進に力点を置く制度に拡充されることになった。

○ 中小企業の知的財産権侵害被害への対応策の強化

<要望内容>

- ・ 中小企業知的財産権保護対策事業の内容を拡充し、実効性の高い模倣品・海賊版対策の実施や内外での取り締まりの強化等を関係省庁・機関をあげて早急に講じるべき。

＜実現状況＞

- ・ 海外における被害状況の調査など、模倣品・海賊版の拡散防止に向けた取組を推進するため、20 年度予算で 3.6 億円（19 年度 1.9 億円）が計上された。

3. 生産性向上を担う人材の育成・確保

○ シニア人材（新現役）の活用

＜要望内容＞

- ・ 地域・業界単位や異業種間での人材交流を促進する人材登録・紹介制度等のネットワーク網を構築するとともに、基盤技術や生産工程管理に関する技能検定資格保有者など、当該分野における熟練技能者（企業 OB も含む）を希望に応じて中小企業に長期派遣する制度を創設すべき。

＜実現状況＞

- ・ 「新現役チャレンジ支援事業」が創設され、人材登録システムの導入やきめ細かい人材発掘・管理などにより、OB 人材（新現役）のニーズ・シーズの発掘や、新現役と企業とのマッチングが行われることになり、20 年度予算で 21 億円が新規に計上された。

○ 人材投資促進税制の拡充

＜要望内容＞

- ・ 人材投資促進税制について、控除率の引き上げ（現行：増加額の 25%、中小企業は総額の最大 20%）を実施するなど、同制度を拡充すべき。

＜実現状況＞

- ・ 中小企業の労働費用に占める教育訓練費の割合が一定水準（0.15%）以上の場合、教育訓練費の総額に対する税額控除率分（8～12%）を控除する方式に改組されることになった。

○ 生産性向上特別指導員制度の創設

＜要望内容＞

- ・ 「生産性向上特別指導員制度」を早期に創設し、全国展開を進めるべき。

＜実現状況＞

- ・ 経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業が創設され、小規模事業者の IT 化や販路拡大等について、「応援コーディネーター」（生産性向上特別指導員）を中心に、専門家派遣による指導、セミナー（講習会、研修、研究会）の開催等による支援が行われることになり、20 年度予算で 51.6 億円が新規に計上された。

○ 企業等 OB 人材活用推進事業の拡充

＜要望内容＞

- ・ 「企業等 OB 人材活用推進事業」に関しては、マッチングコーディネーターの増員に必要な関連人件費助成を拡充するとともに、各地域の協議会ごとの登録数や紹介実績に応じたメリハリのある予算配分を講じるべき。

＜実現状況＞

- ・ 同事業は「新現役チャレンジ支援事業」に変更され、20 年度予算で 21 億円が新規に計上された。

○ 「職業能力形成プログラム」（ジョブカード制度）の充実

＜要望内容＞

- ・ 「職業能力形成プログラム」（ジョブカード制度）が、募集側企業と求職者間のミスマッチ回避に効果を発揮させるため、個人が有するスキルだけではなく、職種別の資格認定制度として整備するとともに、参加者・企業等に対する経済的支援も実施するなど同制度を一層充実すべき。

＜実現状況＞

- ・ ジョブカード制度については、業種別のカリキュラムや評価シートが作成されることになり、20 年度予算で 174 億円（19 年度 108 億円）が計上された。

Ⅱ．中小企業の経営基盤底上げ戦略

1．中小企業・小規模対策事業予算の拡大・強化

○ 中小企業・小規模対策事業予算の拡大・強化

＜要望内容＞

- ・ 国の中小企業・小規模事業対策予算は、政府予算の中で、その規模があまりにも小さいと言わざるを得ず、政府の最重要戦略に沿って、中小企業対策の抜本的に拡大・強化を図るため、同関連予算を大幅に拡充すべき。

＜実現状況＞

- ・ 中小企業対策関連予算として、20 年度で 1,676 億円（19 年度 1,640 億円）が計上された。

2．中小企業関連税制の見直し

○ 事業承継税制の抜本的な見直し

＜要望内容＞

- ・ 事業承継税制については、財産の相続ではなく企業の存続という観点に立ち、制度を抜本的に見直すべき。特に事業用資産については、農地に準じた納税猶予制度の導入や欧米各国で採用されている包括的な軽減措置を導入すべき。

＜実現状況＞

- ・ 事業継続要件などを定めた「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の制定を踏まえ、平成 21 年度税制改正において事業承継税制に関わる税制措置（取引相場のない株式に係る相続税の 8 割の納税猶予制度）が創設されることになった。また、同制度の創設に合わせて、相続税の総合的な見直しが検討されることになった。

○ 中小企業投資促進税制の拡充・延長

<要望内容>

- ・ 中小企業投資促進税制については、平成 19 年度末で終了する適用期間を延長すべき。また、対象設備の拡大、税額控除額・特別償却率の引き上げなど、同制度の拡充を図るべき。

<実現状況>

- ・ 中小企業投資促進税制については、2 年間延長されることになった。

3. 中小企業金融の拡充

○ 新政策金融機関の特質・役割に即した制度の見直し

<要望内容>

- ・ 新たに統合・設立される政策金融機関については、その特質・役割に即した制度設計を更に拡充すべき。具体的には、第三者保証は原則撤廃をルール化する一方、小企業等経営改善資金融資については、貸付限度額の別枠措置（450 万円）を本枠（550 万円）に統合・恒久化すると同時に、貸付期間の延長措置の継続、商業・サービス業の従業員規模要件の拡大を図るべき。さらに、商工会議所の経営指導を経た優良な利用者については過去の利用実績等を評価し、金利等の融資条件や審査・利用要件を緩和すべき。

<実現状況>

- ・ 小企業等経営改善資金融資制度については、融資の迅速化（経営指導機関の短縮）、対象業種の拡大（旅館業など生活衛生関連事業者を追加）、貸付限度額の拡大（550 万円⇒1000 万円）、貸付期間の延長（運転資金 4 年⇒5 年、設備資金 6 年⇒7 年）が行われることになった。

4. 中小企業の経営環境の改善

○ 下請取引の適正化

<要望内容>

- ・ 政府においては、中小企業の経営基盤の強化・収益の底上げを図るため、まずは下請取引等適正化の徹底を最優先に取り組むなど、中小企業の実情に配慮した施策を展開すべき。

<実現状況>

- ・ 取引に関する相談や親企業とのトラブル解決の拠点として「下請適正取引推進センター（仮称）」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決が図られることになり、20 年度予算で 6 億円（19 年度 0.9 億円）が計上された。

○ 温室効果ガス対策への支援

<要望内容>

- ・ 経済や国民生活に大きな影響を及ぼす温室効果ガス等の排出抑制策については、大企業や先端企業等が開発した機械設備や技術・ノウハウを、国が一旦買い上げて中小企業等へ無償で供与する制度などを創設するとともに、エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期間をさらに延長すべき。

＜実現状況＞

- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制については、省エネビルシステムを対象に追加したうえで、適用期限が2年間延長されることになった。

III. 大阪の地域資源を活かした賑わい創出

1. 大阪のエンジン産業を活かしたイノベーションの促進

○ サービス産業における戦略的プラットフォームの構築支援

＜要望内容＞

- ・ 製造業などの異業種との融合、または同業他社との連携・協業を推進する戦略的プラットフォームを大阪で構築するモデル事業を支援すべき。

＜実現状況＞

- ・ サービス産業について、コンソーシアム型の研究体制を組織して、付加価値や効率性の向上に繋がる先端的な分野（人間工学、認知科学、数理工学、経済学、経営学等）における基盤技術の研究開発が統合的に行われることになった。

○ 地域全体のブランド価値向上のための環境整備事業の創設＜地域ブランドの創設＞

＜要望内容＞

- ・ 一定の産業・企業の集積が見られる地域を『ブランド地域』として認定し、そのブランド力と情報発信力を向上させる方策を研究するとともに、域外へのPR支援、販路開拓を促進させる制度を新たに創設すべき。

＜実現状況＞

- ・ 地域の優れた資源を活用して新商品や新サービスを開発する企業に対して包括的な支援を行う「中小企業地域資源活用プログラム」について、20年度予算で117億円（19年度101億円）が計上された。

2. 賑わい創出に向けたまちづくり支援

○ 少子高齢化等対応中小商業活性化事業の拡充

＜要望内容＞

- ・ 少子高齢化等対応中小商業活性化事業の支援内容を拡充すべき。具体的には、電子マネー等IT活用による生産性向上に向けた取組みへの支援、バリアフリー化対策等店舗改造費の補助対象化、駐車・駐輪対策をはじめ耐震補強や夜間照度の向上など、大阪における安全・安心な街づくりへの支援を強化すべき。

＜実現状況＞

- ・ 同事業は、「中小商業活力向上補助金」に名称を変更し、対象要件（少子高齢化、安全安心等の課題に対応するもの⇒生産性の向上に寄与する幅広い取り組み）、対象事業（アーケード撤去、新規イベント立ち上げを追加）、対象事業者（一部の事業について民間事業者を対象とする）が拡充されることになった。

○ 屋外広告への規制・運用の見直し

<要望内容>

- ・ 屋外広告のなかでも地域デザインに合致したストリート広告で、その収入が商店街組織やまちづくり団体の活動資金に充てられるなど、街づくり活動推進に資するケースに限っては、一定の規制緩和・特例措置を行うなど、屋外広告規制の運用見直しを図るべき。

<実現状況>

- ・ 「規制改革推進のための3か年計画」に、まちづくり団体が地域活性化資金の獲得を目的として設置するストリート広告の占有許可基準を緩和することが盛り込まれた。

○ 産業観光振興制度の拡充

<要望内容>

- ・ 広域・総合観光集客サービス支援事業について、予算の拡充、具体的事業目標を前倒しするなど制度を充実すべき。

<実現状況>

- ・ 広域・総合観光集客サービス支援事業として、20年度予算で3.8億円（19年度3.2億円）が計上された。

○ 地域経済の活性化に資するコミュニティビジネスの活動支援

<要望内容>

- ・ コミュニティビジネスでの起業を希望する起業家向けの専門教育機関の整備と人材の育成・確保を促進する支援制度を創設すべき。

<実現状況>

- ・ コミュニティビジネスを支援する中間支援機関を担う人材の発掘・育成や成功モデルの国内への紹介・普及などが行われることになり、20年度予算で5.7億円が新規に計上された。

3. 「中小企業のメッカ・大阪」を支える機能強化

○ 中小企業事業承継支援センターの大阪への設置

<要望内容>

- ・ 「事業承継支援センター」を大阪地域の商工会議所に設置するとともに、相談窓口への人材（事業承継コーディネーター）派遣や、セミナー等開催のための助成制度を整備すべき。

<実現状況>

- ・ 廃業と開業のマッチング等をサポートする「事業承継支援センター」の設立（全国約100ヶ所）や中小企業経営者・後継者向けの研修・セミナーや相談体制の強化など、事業承継に関する総合的な支援体制が構築されることになり、20年度予算で25億円（19年度2億円）が計上された。

○ 中小企業再生支援協議会の拠点整備

<要望内容>

- ・ 専門人材の不足やノウハウの蓄積の差により、東京とその他の地域では各協議会の取り組みに格差が生じている。ついては、各協議会が有するノウハウ等を全国ベースで共有化・平準化するための「地域統括拠点」を東京のみならず、「中小企業のメッカ」である大阪にも創設すべき。

<実現状況>

中小企業再生支援協議会の体制を強化し、案件対応能力を向上させるため、常駐専門家の増員や、弁護士会、公認会計士協会、税理士会、中小企業診断士協会等とのネットワーク強化等が実施されることになり、20年度予算で45.3億円（19年度33.2億円）が計上された。

4. 民間活力活性化のための環境整備

○ 市場化テスト、PFI等の活用促進

<要望内容>

- ・ 国レベルにおいても、市場化テストの対象業務拡大、PFIを活用した公共サービスの提供を通じて、行政機関が執行する事業の民間開放の促進と事業機会の創出を図るとともに、更なる規制緩和を促進する施策を展開すべき。

<実現状況>

- ・ 市場化テストの対象として、大学入試センターによる大学入試センター試験の出願受け付け等、新たに29事業が追加された。

以 上